

兵庫県公報

平成30年7月6日 金曜日 第3017号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	1
○ 道路の位置指定（建築指導課）	1
○ 平成16年兵庫県告示第780号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部 改正（同）	1
○ 平成17年兵庫県告示第34号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部 改正（同）	6
公 告	
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（都市計画課）	9
○ 平成31年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修研修生の募集（公園緑地課）	10
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	11

告 示

兵庫県告示第649号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する区域
川西市火打1丁目8番外20筆
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第650号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成30年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29但馬位置 0008号	30.6.22	豊岡市九日市上町字末松419番1の一部	5.00	60.81



兵庫県告示第651号

平成16年兵庫県告示第780号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成30年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

表（福崎町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。
表（福崎町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
西大貫地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町大貫字門田、字藤井、字竹ノ後、字堂ノ前、字室ノ尾、字奥谷、字辻島、字前谷、字葉加ノ木及び字山王の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物	平成16年6月11日 (平成28年10月7日)
	神崎郡福崎町大貫字堂ノ前、字室ノ尾、字門田、字前谷及び字葉加ノ木の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	神崎郡福崎町大貫字竹ノ後及び字藤井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
長目地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町南田原字下向イ田、字南中才、字北中才、字柳田、字長目、字前田及び字太妻の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日)
中島地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町南田原字中島、字五合堂、字寺居、字中蔵ノ北、字山ノ下、字山ノ東、字下野林、字高野、字南高野及び字下野田坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日)
西光寺地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町南田原字坂ノ垣内の全部並びに字北ノ垣内、字西ノ垣内、字前田坪、字佐近屋敷、字山ノ東、字焼堂、字西光寺、字平田、字南野畑及び字蓮池新田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日)
八反田地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町南田原字歳ノ木、字西垣内、字岸ノ上、字神東ノ木、字八反田及び字前田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
吉田地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町南田原字吉田、字丁田、字東角、字川田、字前田筋、字水通り及び字西ノ甲の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
西野地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町南田原字西野々新田、字吉田、字北野畑、字蓮池新田及び字焼堂の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日

井ノ口地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町西田原字西保喜山、 字東保喜山、字上ノ畑ケ、字神崎、 字東市場、字西市場、字三悪、字 上大明寺、字西廣畑及び字クロ垣 内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日)
北野地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町西田原字小谷、字北 廣岡、字道垣内、字東新田及び字 西新田の各一部並びに東田原字 福壽及び字寺西の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日
大門地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町東田原字南屋敷の 全部並びに字通り堂、字東通り 堂、字垣内田、字池ノ下、字西フ ロ尾、字東フロ尾、字皿池ノ下、 字池田、字山ノ上、字中屋敷、字 北屋敷及び字岡ノ上の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日
大門地区 条例別表第3の6 の項	神崎郡福崎町東田原字池ノ下の 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の 項に規定する建築物	平成30年7月6日
加治谷地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町東田原字フロ屋、字 中所、字東所、字三本松、字宮ノ 下打越、字前田及び字妙徳山の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成30年7月6日)
	神崎郡福崎町東田原字三本松及 び字前田の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	
亀坪地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町東田原字森本の一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日
南大貫地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町大貫字西ノ垣内、字 ユウラ、字小角、字長谷、字大谷、 字南垣内、字宮ノ前、字ハサク、 字田中、字ドウド、字前田、字下 り、字谷、字和田、字ツヅメ、字 蓮池新、字新田、字宮ノ前及び字 西ヶ原の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日
東大貫地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町大貫字万之前、字岡 ノ端、字谷之内西、字前田、字奥 之山、字谷之内東、字倉谷、字足 谷、字山田、字石引、字石引ノ東、 字石引ノ西及び字藤井の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年1月9日

<p>余田地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>神崎郡福崎町八千種字西垣内、字東垣内及び字塚本の全部並びに字上春賀、字井ノ尻、字御領所、字出口、字後口田、字北垣内、字壺反所、字薬師堂、字廣野、字観音堂、字堂ノ下、字宮池澤、字東垣内、字奥垣内、字オヶ原、字上下代及び字川西の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年1月9日</p>
<p>小倉地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>神崎郡福崎町八千種字南池澤、字大西山、字小倉邸垣内、字上ノ山、字新兵衛谷、字皿池尻、字村下及び字大坪の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年1月9日 (平成28年11月1日)</p>
<p>庄地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>神崎郡福崎町八千種字出口、字奥垣内、字東垣内、字大坪、字モミヂ、字前垣内、字角後、字前川、字古屋敷、字北狭、字北代、字井ノ尻、字宮之池澤、字野畑、字野林、字下野田、字西野、字上野畑、字野際、字上野田、字西ヶ首、字西光寺野、字向野、字平林、字奥畑及び字小鶴池の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年1月9日 (平成30年7月6日)</p>
	<p>神崎郡福崎町八千種字前川、字角後及び字前垣内の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の2の項に規定する建築物</p>	
<p>鍛冶屋地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>神崎郡福崎町八千種字前川、字裏垣内、字前垣内、字上前田、字下前田、字南ノ下、字代ノ岡、字上野畑、字上川向及び字西野の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年1月9日 (平成28年11月1日)</p>
<p>馬田地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>神崎郡福崎町西治字東野添の全部並びに字下野添、字二反田及び字北野添の各一部、福崎新字中島の一部、馬田字西山筋の一部並びに福田字中筋の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年1月9日 (平成28年11月1日)</p>
<p>山崎地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>神崎郡福崎町山崎字清水、字オノ神、字萬宝庵、字大將軍、字寺裏、字立石及び字分木の全部並びに字朝谷、字西山所、字カマエ、字北垣内、字地藏垣内、字北山、字庵ノ下、字コモイケ、字下ノ坂、字四ノ田、字松田、字川田、字福井、字大塚、字堂垣内、字前田、</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年1月9日</p>

	字川端及び字丁田の各一部並びに福田字東大谷、字トトカハナ及び字西田黒の各一部で別図に示す区域		
福田地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町福田字ヲコシヤスマの全部並びに字大野、字焼小豆、字大將軍、字無量寺、字トユノモト、字下ノ川、字前垣内、字中垣内、字上垣内、及び字池ノ段の各一部並びに高岡字川端の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成30年7月6日)
	神崎郡福崎町福田字焼小豆の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
板坂地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町高岡字東山ノ下の全部並びに字三谷口、字辻之内、字西垣内、字東垣内、字竹之内、字松尾、字宮ノ前、字鳥ノ岡、字下林、字フシ原、字フシ原垣内、字土山、字赤佐、字東山及び字東山上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成30年7月6日)
桜地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町高岡字竹之後、字中垣内、字岸ノ下、字東畑、字梨ノ木、字狐塚、字苗代田及び字孫八の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成30年7月6日)
	神崎郡福崎町高岡字梨ノ木、字東畑及び字苗代田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
長野地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町高岡字下々通の全部並びに字宮ノ東、字四十田、字大道東、字宮ノ西、字大浦、字薬師山、字村中、字上垣内、字桜元及び字大谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日)
神谷地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町高岡字大浦、字桜元、字南八王子、字北八王子、字北垣内、字宮ノ西、字構、字前岡、字前田及び字薬師山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日)
西谷地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町西治字梨ヶ坪、字前田、字宮ノ西、字加尻、字大塚、字向井田、字團次、字米山、字奥ノ谷、字垣内谷、字大林、字ミク下及び字高田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日

西治地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町西治字上代及び字中荘の全部並びに字南荘、字片山、字平山、字宮ノ下、字志水田、字五反畑ケ、字北川、字上荘、字田中、字下代ノ上ミ、字下代ノ下モ、字南谷、字北ノ岡、字畑ケ田、字中村、字北野添、字下野添、字赤坂、字宗四郎谷、字三味谷、字数叶ノ西、字数叶ノ東、字東新田、字中新田及び字下新田の各一部並びに福田字宮前の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成30年7月6日)
	神崎郡福崎町西治字中新田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
西治地区 条例別表第3の9 の項	神崎郡福崎町西治字東新田及び字市川端の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項及び8の項に規定する建築物	平成30年7月6日
高橋地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町高橋字西竹ノ下及び字南谷の全部並びに字東竹ノ下、字笠目、字中尾、字橋ノ本、字北山城、字山城、字大畑ケ、字上ノ山、字峠、字北山ノ上及び字細谷の各一部並びに西治字桑谷東、字操谷及び字拝尾の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日 (平成28年11月1日)



兵庫県告示第652号

平成17年兵庫県告示第34号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成30年 7 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表（稲美町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（稲美町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日
加古鉄工団地地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町加古字北新田北及び字北新田東の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の5の項に規定する建築物及び旧条例別表第3の7の項に規定する工場	平成17年1月11日

下草谷西地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町下草谷字焼ケ谷及び 字西大道の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
下草谷西地区 条例別表第3の6 の項	同 上	旧条例別表第3の8の 項に規定する施設	平成17年1月11日
下草谷中地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町下草谷字西北野の一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
下草谷中地区 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	平成17年1月11日
下草谷東地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町下草谷字東北野の一 部及び草谷字相野の一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
下草谷東地区 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	平成17年1月11日
草谷北地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町草谷字相野の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
十七丁北地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町岡字拾七町の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
十七丁北地区 条例別表第3の6 の項	同 上	旧条例別表第3の8の 項に規定する施設	平成17年1月11日
十七丁北地区 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	平成17年1月11日
池ノ内南地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町加古字池ノ内中及び 字池ノ内南の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
池ノ内南地区 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	平成17年1月11日

向山地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町中村字田井中、字西山、字松ヶ鼻、字向、字池ノ跡、字真谷及び字向岡の各一部並びに中一色字鈍々岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成21年11月13日
	加古郡稲美町中村字田井中、字西山、字向、字池ノ跡、字真谷及び字向岡の各一部並びに中一色字鈍々岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	加古郡稲美町中村字真谷及び字松ヶ鼻の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
下野谷地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町野谷字中割、字南中岡、字寅新田及び字南岡の各一部並びに野寺字東岡及び字穴澤の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年 1 月13日
	加古郡稲美町野谷字中割、字南中岡及び字寅新田の各一部並びに野寺字東岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	加古郡稲美町野谷字寅新田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
高菌地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町蛸草字北條、字高菌及び字下條の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年 7 月27日
	加古郡稲美町蛸草字北條及び字高菌の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	加古郡稲美町蛸草字北條、字高菌及び字下條の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
高菌地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町蛸草字北條の一部及び野寺字下南岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成24年 7 月27日
野寺地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町野寺字北條、字西谷、字中山、字中條、字西條、字石原、字鬼河原谷、字南谷、字下南岡、字上南岡、字野畑及び字出晴の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成28年 6 月17日
	加古郡稲美町野寺字北條、字中山、字中條、字西條、字鬼河原谷及び字下南岡の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	

中一色地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町中一色字青ノ井、字新改、字下向、字堂ノ上、字宮ノ上、字宮ノ端、字水田、字宮前、字大坪、字焼田、字田中、字青ノ上及び字青の井の各一部、中村字西山の一部並びに北山字見谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成28年6月17日
	加古郡稲美町中一色字下向、字大坪、字宮ノ端、字田中、字新改及び字焼田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
幸竹地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町幸竹字丸岡、字宮ノ本、字小谷、字札ノ辻、字池ノ下、字家荒、字小店前、字南谷及び字廣ヶ澤の各一部、和田字平見、字浦山、字高岡及び字越の各一部、中村字道間の一部並びに森安字山田西谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成28年6月17日
	加古郡稲美町幸竹字丸岡及び字池ノ下の各一部、和田字平見及び字高岡の各一部、中村字道間の一部並びに森安字山田西谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
和田地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町和田字大西、字平見、字浦山、字備後割、字高岡、字越、字新池、字東山、字鳥ハミ、字今池沢、字池下及び字雁黒の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成30年7月6日
	加古郡稲美町和田字越、字高岡、字鳥ハミ及び字池下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	加古郡稲美町和田字大西、字池下及び字雁黒の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	

公 告

大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成30年7月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 エーコープ和田山店
 所在地 朝来市和田山町枚田字キシノ下922-1ほか
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

- 1,465.6平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
973.0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成30年6月20日
- 5 届出年月日
平成30年6月18日



平成31年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、平成31年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修の受講生を次のとおり募集する。

平成30年7月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 研修内容
園芸療法に関する研修
- 2 募集人員
 - 推薦 全寮制コース 若干名
通学制コース 若干名
 - 一般 全寮制コース 15名程度
通学制コース 10名程度
- 3 修業年限
 - 全寮制コース 1年
 - 通学制コース 2年
- 4 受講生の決定方法
 - 推薦 適性検査、個人面接の結果により受講生を決定する。
 - 一般 筆記試験、適性検査、個人面接、グループワークにより、受講生を決定する。
- 5 試験日及び会場
 - (1) 日程
 - 推薦 適性検査、個人面接 平成30年10月16日（火）
 - 一般 筆記試験、適性検査、個人面接、グループワーク 平成30年11月11日（日）
 - (2) 会場
淡路市野島常盤954-2
県立淡路景観園芸学校
- 6 応募資格
次のいずれかに該当する者
 - (1) 大学を卒業した者及び平成31年3月卒業見込みの者
 - (2) 医療、福祉・介護、農業・園芸・造園関連の短期大学、専門学校又は大学校を卒業した者及び平成31年3月卒業見込みの者
 - (3) 医療、福祉・介護、農業・園芸・造園関連以外の短期大学、専門学校、高等専門学校、大学校を卒業した者で医療、福祉・介護、農業・園芸・造園関連の実務経験が2年以上ある者
 - (4) 医療、福祉・介護関連の国家資格（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、保育士、歯科衛生士、救急救命士、薬剤師、はり師、きゅう師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師）を有する者
 - (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び平成31年3月31日までに授与される見込みの者
 - (6) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくは平成31年3月までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者
 - (7) 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
 - (8) 平成29年文部科学省告示第48号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

- (9) その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の能力があると県立淡路景観園芸学校において認められた者
- 7 応募手続
- (1) 応募書類
- ア 受講願書
- イ 出願理由書
- ウ 推薦書及び園芸療法推進計画書（推薦のみ）
- (2) 応募書類の配布
- 県立淡路景観園芸学校及び兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課において配布する。
- なお、応募書類を県立淡路景観園芸学校へ郵便で請求することができる。この場合は、封筒の表に「園芸療法課程受講生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、250円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。
- (3) 受付期間
- 推薦 平成30年9月25日（火）から同年10月2日（火）まで
- 一般 平成30年10月18日（木）から同月31日（水）まで
- なお、郵送の場合は、簡易書留とし、推薦は平成30年10月2日（火）まで、一般は同年10月31日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (4) 提出先
- 〒656-1726 淡路市野島常盤954-2
- 県立淡路景観園芸学校
- 8 結果発表
- (1) 発表日
- 推薦 平成30年10月23日（火）
- 一般 平成30年11月19日（月）
- (2) 発表方法等
- 受験者全員に郵便により通知するとともに、結果発表日の午後1時以降、県立淡路景観園芸学校に合格者の受験番号を掲示する。
- また、県立淡路景観園芸学校ホームページに合格者の受験番号を掲載する。
- 9 応募についての問合せ先
- 県立淡路景観園芸学校
- 電話番号（0799）82-3455

警 察 本 部 公 告**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年7月6日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西川直哉

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
運転適性検査器賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年6月22日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
522,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告をした日
平成30年 5月11日